

賠償責任 保険金	<p>海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*11を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>*11 次に掲げる損害を含みます。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害</p>	<p>損害賠償金の額</p> <p>※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p>	<p>前記③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または保険の対象となる方の故意 ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶*12、車両*13、銃器(空気銃を除きます。)、所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族*7に対する賠償責任</p> <p>*12 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *13 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。</p>												
携行品 損害 保険金	<p>海外旅行中に携行品*14が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合</p> <p>*14 携行品とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*15をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等を含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。 *15 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*16 ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>*16 損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*17とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*17のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限りです。交通費、宿泊施設の客室料も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。</p> <p>*17 時価額とは？ 再取得価額*18から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *18 再取得価額とは？ 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。</p>	<p>前記①～④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失*19 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。)</p> <p>*19 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>												
航空機寄託 手荷物 保険金	<p>① 出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から6時間以内に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物が受け取れなかったために、出発予定時刻から96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合 ② 乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後6時間以内にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合</p>	<p>1回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>前記①～④に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波</p>												
航空機遅延 保険金	<p>① 出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、遅延もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合 ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合 ・宿泊施設の客室料 ・交通費*20 ・渡航先での各種サービス取消料 ・食事代</p>	<p>1回の事故について、保険の対象となる方が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="630 1288 1093 1377"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険の対象となる方が負担した費用</th> <th>お支払い額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>宿泊施設の客室料</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>交通費*20もしくは渡航先での各種サービス取消料</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>食事代</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限りです。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>		保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額	a	宿泊施設の客室料	3万円	b	交通費*20もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円	c	食事代	5,000円	
	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額													
a	宿泊施設の客室料	3万円													
b	交通費*20もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円													
c	食事代	5,000円													

- *3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。
- *4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症をいいます。
- *5 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
- *7 6親等内の血族、配偶者*8または3親等内の姻族をいいます。
- *8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)
- ① 婚姻意思*9を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
- *9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
- *10 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。
- *20 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

●「保険期間31日以内」のみの補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金	<p>●治療費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことが原因の病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*1により医師の治療を受けられた場合</p> <p>●救済費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*1により3日以上*2続けて入院された場合</p> <p>*2 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。</p> <p>※治療費用部分・救済費用部分共通のご注意 *1 症状の急激な悪化とは? 海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 ※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救済費用部分合計で300万円限度となります。ただし、治療・救済費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救済費用保険金額を限度とします。 ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を合せて30日以内に必要となった費用に限り、また、住居(保険の対象となる方が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。 ※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。</p>	<p>●治療費用部分 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額</p> <p>●救済費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*3の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額 たとえば 救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救済者3名分まで) 救済者の宿泊施設の客室料(救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで)</p>	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外旅行終了後に治療を開始した場合 治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合 海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。) 海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば 透視、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用 インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用 温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

*3 3親等内の血族、配偶者*4または3親等内の姻族をいいます。

*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)

①婚姻意思*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

●「保険期間3か月超」のみの補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
緊急一時帰国費用保険金(オプション)	<p>保険の対象となる方が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。)、に、保険の対象となる方の配偶者*1もしくは2親等内の親族の死亡、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国された場合</p> <p>※上記の原因が生じた日からその日を合せて10日を経過した日までに一時帰国され、かつ、帰国した日からの日を合せて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限り、また、同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者*1・同一の2親等内の親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国よりその日を合せて30日以内に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。</p>	<p>ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額 ※1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。</p> <p>①往復の航空運賃等の交通費 ②一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。</p> <p>※ご契約者または保険の対象となる方が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額になります。</p>	<p>前記の①、②に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者*1もしくは親等の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していた場合 死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)

①婚姻意思*2を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*2 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

ご契約に関するご注意

①帰国予定: 帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申込みいただけません。

そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、予めご了承ください。

②旅行先での運動: 次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただくか、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー)、マイクロプロブレム、ウルトラライト機等を行い、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合

・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)

・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

③旅行先でのお仕事: 次のような場合には、割増保険料を払い込みいただくか、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合

④保険期間の延長手続き: 旅行日程の変更等による保険期間の延長手続きは、ご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店の営業時間内に対応させていただきます。

お手続きは、保険期間終了以前に完了していただく必要があります。

また、実際のお手続きは、海外では行えませんのでお客様の日本にいるご家族・知人の方に、お客様の代理店となって、お客様がご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店で延長手続きを行っていただくよう依頼してください。

ただし、交通機関の遅延、欠航・遅延または到着地変更、保険の対象となる方が医師の治療を受けられたこと等により、ご旅行の最終目的地(保険の対象となる方の住居を含みます。)への到着が遅延した場合には、保険責任の終期はその事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度として自動的に延長されるため、保険期間延長の手続きや追加保険料の払い込みは不要です。

なお、お客様のご契約状況等によっては、保険期間延長をお引受けできないことがありますので、ご了承ください。

⑤補償の重複について:

・賠償責任危険担保特約、治療・救済費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 21契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

⑥保険料領収証: 保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。

⑦保険証券、保険契約証または被保険者証について: 代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡しいするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただけますようお願いいたします。

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先 <取扱代理店>
株式会社近大アシスト
〒577-8502 大阪府東大阪市小若江3-4-1
近畿大学東大阪キャンパス31号館1階
TEL 06-6722-3000

<引受保険会社>
東京海上日動火災保険株式会社
担当課支社: 関西法人営業部・大阪公務金融室

0703-GJ05-07291-202308

別紙

近畿大学 海外旅行保険包括契約

補償概要

2025年4月1日始期以降用

	補償内容	保険金の種類	保険金支払事例 ※東京海上日動の海外旅行保険でお支払いした保険金です。 また実際にお支払いする保険金については加入されるタイプによって異なりますのでご注意ください。
① ケガの補償	旅先でのケガが原因で亡くなった場合や後遺障害が生じた場合を補償します。	●傷害死亡保険金	●道路を横断中車に轢かれ死亡。保険金支払4,326万円
		●傷害後遺障害保険金	●バス乗車中事故にあい、後遺障害が生じた。保険金支払2,800万円 ●大学でのスポーツ実習中に目を負傷して、後遺障害が生じた。保険金支払860万円
② 病気の補償	旅先での病気が原因で亡くなった場合を補償します。	●疾病死亡保険金	●細菌性肺炎にて死亡。保険金支払3,010万円 ●熱射病による死亡。保険金支払2,000万円
③ ケガ・病気にかかわる治療、および親族が負担される費用等の補償	ケガや病気にかかわる治療や保険の対象となる方の死亡・入院・遭難等が発生した場合にその保険の対象となる方のご親族が現地へ赴く費用等を補償します。	●治療・救護者費用保険金	●クモ膜下出血で入院後日本へ移送。保険金支払1,650万円 ●空港にて呼吸困難のため倒れる。保険金支払1,200万円 ●うつ病で入院後日本へ移送。保険金支払1,500万円
④ 賠償責任の補償	人にケガをさせた場合、ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合、他人の物を壊してしまった場合等、法律上の損害賠償責任を負った場合を補償します。	●賠償責任保険金	●滞在先にて火災事故を発生させ、家主より損害賠償請求を受けた。保険金支払210万円 ●ホテルにて蛇口を締め忘れ、部屋を水浸しにしてしまった。保険金支払75万円 ●友人宅にて家財を損傷させてしまった。保険金支払35万円
⑤ 携行品の補償	携行していた物が盗まれたり壊れたりした場合を補償します。	●携行品損害保険金	●ホテルに戻る途中で路上でひったくりに遭い、カバンを奪われた。保険金支払6万円 ●携行していた自身所有のデジタルカメラを誤って落として破損してしまった。保険金支払9万円
⑥ 航空機のトラブル等に関する補償	●たとえば、搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地で受け入れず、目的地において出発予定時刻から96時間以内に衣類、生活必需品等を購入し、その費用を負担した場合、補償します。 ●出発予定時刻（着陸地変更の場合は着陸した時刻）から6時間以内に代替となる航空機を利用できない場合に保険の対象となる方が宿泊費等を負担した場合に補償します。	●航空機寄託手荷物保険金 ●航空機遅延保険金	●航空会社に預けた荷物が届かず、衣類などの購入費を負担した。保険金支払3万円 ●飛行機の欠航により追加で宿泊費を負担した。保険金支払3万円
⑦ 既往症の補償【選択制】	責任期間開始前に発病し治療を受けたことのある病気を原因として病気の症状の急激な悪化により治療を受け、「治療・救護者費用」の支払対象となった場合に補償します。	●疾病に関する応急治療・救護費用担保特約に係る治療・救護費用保険金	●心臓の動悸が酷くなり、病院に受診。既往症の高血圧によるものと診断。保険金支払10万円

ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。